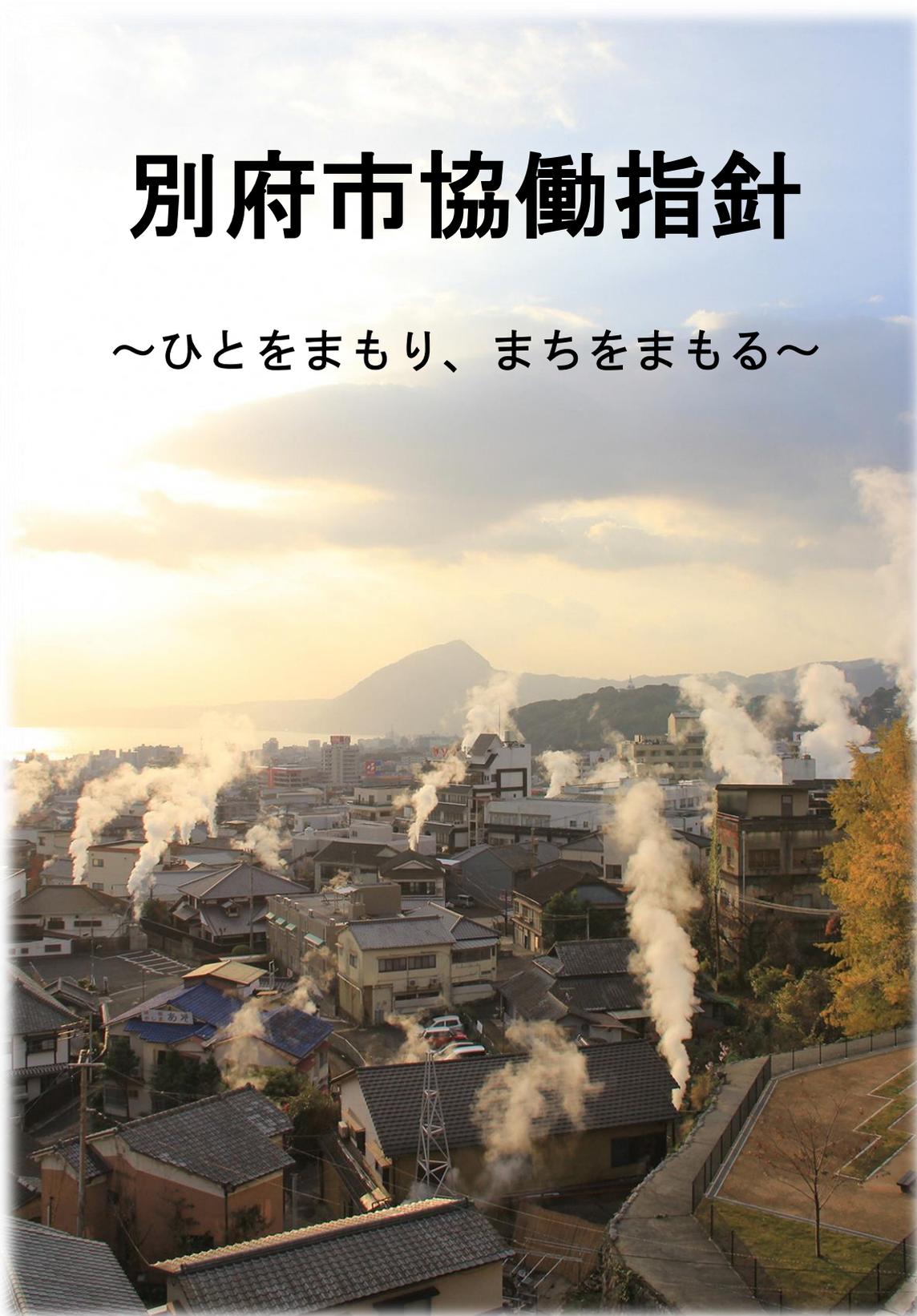


別府市協働指針

～ひとをまもり、まちをまもる～



令和3年11月改定

別府市

目 次

1	指針の趣旨	1
2	別府市が目指す協働	2
	（1）協働とは	
	（2）協働の必要性	
3	協働についての現状と課題	3
	（1）市の現状と課題	
	（2）市民の現状と課題	
4	協働をすすめるうえで	4
	（1）協働に関わる市民	
	（2）期待される効果	
	（3）協働をすすめるうえで大切なこと（協働の原則）	
	（4）協働のすすめ方	
5	市民と市の協働のイメージ	8
	（1）協働の形態	
	（2）協働の領域	
6	協働を推進していくための基本方針	10
	（1）啓発活動及び人材育成の推進	
	（2）市民と市の相互理解の推進	
	（3）体制づくりと支援策の推進	
	（4）環境整備	
	（5）取組の評価や見直しの推進	
7	改定にあたって	12
	※資料	13

1 指針の趣旨

少子高齢化や人口減少の時代を迎え、地域のつながりが低下する中で、地域課題は複雑多様化し、大規模な災害や未曾有の感染症への対策など、わたしたちを取り巻く環境は大きく変化してきています。

これまで地方自治体は、公共サービスの担い手として広く公平で均一的なサービスの提供を行ってきましたが、最近では、多様な市民ニーズに応じる柔軟できめ細やかなサービスが求められるようになってきています。

しかしながら、地方自治体の財源と人員は限られており、市の公共サービスのみでは、社会の変化に伴って生じた「新たな課題」に対応することが非常に難しくなっています。

一方、平成 27 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中には、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が設定されています。これは 2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界に共通した 17 の目標を示したもので、すべての国の取組、すべてのひとの行動が求められています。

令和 2 年 3 月に策定された第 4 次別府市総合計画においても、この SDGs の考え方を踏まえ、「地域を磨き、別府の誇りを創生する」ための施策の方向性を示しています。日本一の源泉数と湧出量を誇る温泉や豊かな自然といった宝を磨くとともに、「ひと」が最も重要で貴重な財産であるとの認識のもと、将来にわたり市民と市が協力して、様々な課題の解決に取り組む必要があります。

別府市では、地域課題の解決に向けて中規模多機能自治^{※1}の取組が進められる中、自分たちの住む地域を自分たちで守ろうという市民意識が高まり、地域の規模感を中規模とした新たな地域コミュニティ組織が設立され、主体的に地域の課題に取り組んでいます。この流れを受け、市民と市がこれまで以上に連携を深めながら、互いの立場を理解し尊重し合いながら、対等な関係で、またそれぞれの得意分野で力を出し合い、地域の特性をいかした協働のまちづくりを進めることが大切です。

この別府市協働指針は、市民と市が協働に関する理解をさらに深めるとともに、連携・協力して持続可能な地域づくりに取り組むことを目的として策定しました。

※1 別府市では、人口減少・少子高齢化を見据え、地域の規模感をこれまでの小学校区より少し広く、おおむね地域包括支援センターの配置に合わせて、中規模ながらも様々な機能を有する住民自治の構築を目指しています。

2 別府市が目指す協働

(1) 協働とは

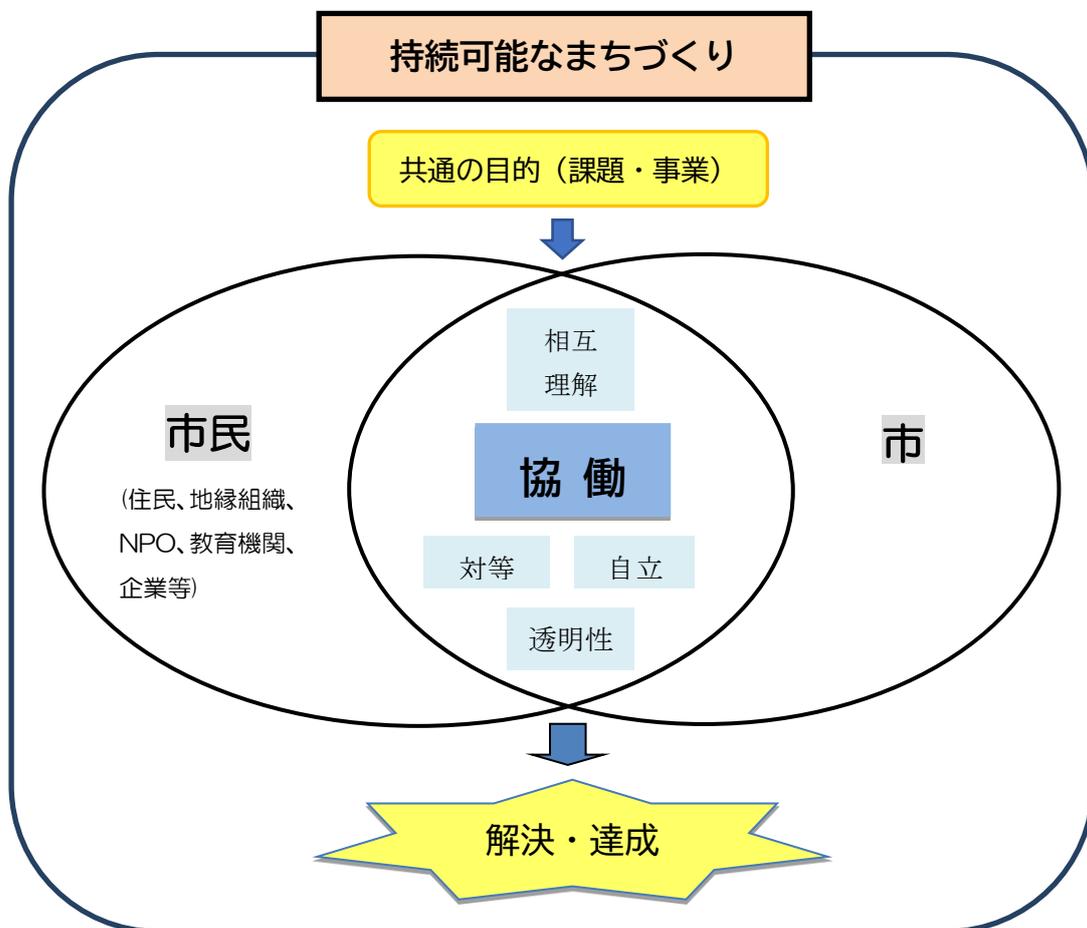
協働とは、市民と市、または市民と市民それぞれが自主性・主体性を持って、責任と役割を分担し、互いの特性を尊重し、対等な立場で、共通の目的を達成するために連携・協力することです。

協働は「地域の課題解決のための方法」であり、別府市に関わりのある多様な人たちが、より住みよいまちにするために、知恵と力を出し合い、相互に協力しながらまちづくりに取り組んでいくことです。

(2) 協働の必要性

社会の変化に伴って生じてきた地域課題の解決は、行政だけでは対応することが非常に難しくなっています。

そこで、別府市では将来に向けて、福祉や公共施設など、地域の規模感を中規模としながら、様々な機能を有する住民自治（中規模多機能自治）の構築を目指し、多様な主体をつなぐ協働・連携機能の仕組みについて検討を進め、市民一人一人の意思や参画を重視した持続可能なまちづくりを進めています。



3 協働についての現状と課題

(1) 市の現状と課題

人口減少や少子高齢化など社会経済情勢の変化に伴い市民のニーズが多様化し、さらに自然災害の増加や新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など、新たな課題が顕在化してきている中、市では総合計画において、めざす姿と基本的な方針を掲げています。

総合計画の実現に向けて、市では様々な分野において具体的な取組が進められていますが、その内容は多岐にわたり、市民、産業界など各種団体と連携して対応することが必要とされています。限られた人員、財源を最大限に活用するため、既存事業の見直しによる新たな施策の展開や公共施設の再編等、積極的に市民との協働手法の導入や実施手法の工夫などが求められています。

協働は課題解決の手段であり、市が施策を推進する上で大切な視点となります。そのため、これまで以上に職員の意識醸成に努めるとともに、市民との協働事業では、基本的な考え方やルールを定め、信頼関係を深めつつ進めていくことが必要です。

将来に向けて、市と市民がより効果的かつ効率的な課題解決に向けた取組へと改善し続け、持続可能なまちづくりへつなげていくことが協働の第一歩と言えます。

(2) 市民の現状と課題

別府市は、全国有数の温泉観光都市であり、温泉資源は地域の誇るべき貴重な財産です。また、特色ある景観や自然環境にも恵まれ、多くの観光客を受け入れてきました。

一方で、共働き世帯や単身高齢世帯の増加、少子化等の影響による自治会離れなど、住民間のつながりが希薄化し、将来は自治機能の維持が難しくなってくる現状もあります。

そのような中、本市では将来を見据え、地域の特性をいかしながら地域課題の解決に取り組む新たなコミュニティが形成されています。自治会をはじめ、多様な団体で構成された「ひとまもり・まちまもり協議会」では、地域の連帯感を高めながら、主体的に活動を行っています。市はその取組や体制づくりを支援するとともに、自治機能を維持し高めるため、中規模多機能自治の実現を目指しています。

また、経済・産業界や教育・研究機関などと連携することも、広範多岐に渡る活動が期待できるものです。

市と別府商工会議所は、別府大学、溝部学園、立命館アジア太平洋大学、大分大学と「別府市まちづくり連携交流協定」を結び、相互に連携し、持続可能で活力のあるまちづくりのための協働事業を推進しています。

一方、企業もまた市民活動団体への財政的支援や、良好な環境維持に向けた取組などを通じて地域の人々と積極的に関わっています。別府市では、福祉、防災など各分野において企業等と包括連携協定を締結し課題解決に向けて連携しており、企業は地域の活性化や市民サービスの向上に欠かせない存在となっています。

今後は、専門的な立場から協力するボランティア団体やNPO法人など中間支援組織の強化や中間支援人材の育成を図っていくことも必要です。

4 協働をすすめるうえで

(1) 協働に関わる市民

協働に関わる市民として次のような人々（組織）が考えられます。

① 住民等

市内に在住・在勤・在学するなど、日常生活で市と関わりのある全ての人々

② 地縁組織

自治会、地区社会福祉協議会、PTA等地域内で組織され、地域の課題解決に向けて活動する団体

③ 市民活動団体(NPO)^{※2}

NPO法人、任意の市民活動団体、ボランティア団体等、主に住民等で構成され、営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体

④ 企業

主に営利を目的に経済活動を行う組織体である一方、地域社会の一員として社会的責任という概念から社会貢献活動に取り組む組織

⑤ 公益法人等

営利を目的としない公益的な法人（社会福祉法人等）

⑥ 教育機関等

あらゆる分野で地域の課題について教育・研究し、高い専門性をもつ大学等や、地域活動への積極的参画が期待できる小中学校・高校等

※2 Non-Profit Organization の略称で、民間の非営利団体のことです。特定非営利活動法人（NPO法人）、法人格のないボランティア団体や市民活動団体、地域コミュニティ団体を指します。

非営利とは、活動で得た収益等を役員や職員、会員等で分配しないということで、無償という意味ではありません。事業で得た収益は、さらなるNPO活動に充てられます。

(2) 期待される効果

それぞれの特性をいかし協働することで、各主体は個別で行う以上の効果を得ることができます。

住民等

まちづくりに参画し、多様な知識や経験をいかす機会が広がります。
ニーズに合った公共サービスを受けられます。
一人ではできなかったことを実施できます。

地縁組織・市民活動団体・公益法人等

単独では実現できなかったことができます。
ネットワークが広がり、組織力を強化できます。
活動が理解され、社会的な信頼性を高めることができます。

企業（事業者）

新たな事業の可能性を見つけることができます。
地域社会に貢献する機会を得られます。
団体の存在や立場、事業内容等の認知度が向上します。

教育機関等

地域との連携により、児童や生徒等の安心・安全が図られます。
地域との新たな関係性が築かれ、活動の幅が広がり、地域貢献につながります。

行政

新たな課題を早期に発見でき、地域に即した解決方法を検討する機会を得ることができます。
行政サービスの改善や向上、職員の意識改革につながります。
地域住民をはじめ、各種団体等との信頼関係を構築できます。

(3) 協働をすすめるうえで大切なこと（協働の原則）

市民と市が協働のまちづくりをスムーズに進めていくために、お互いが共通の考えを十分に理解し、常に意識して取り組むことが大切です。

①対等な関係の尊重

協働で公共的な共通の課題を解決するためには、双方対等の関係であることが重要となります。上下ではなく横の関係にあることを、お互いが常に意識し、各々の自由な意思に基づき取り組むことが協働の第一歩です。

②相互理解

相手の特性を十分理解し尊重することは、信頼関係を構築するために重要なことです。各組織に関する情報を分かりやすく提供するとともに、十分なコミュニケーションを図り、お互いを知ること、共感と信頼関係を深めることができます。

③目的の共有

協働は目的を達成するための一つの手段です。何のために取り組んでいるのかをしっかりと共有し、課題解決に向けた同じ目標を設定することが必要です。

④役割分担の明確化

協働を円滑に進めていくためには、各主体の合意の上で、それぞれが果たすべき役割や責任の分担を明確にしておくことが重要です。

⑤自立性の尊重

各主体はお互いの自主性を尊重し、また、相互が依存関係に陥らないよう留意し、自立性を確立できる方向で実施することが大切です。

⑥透明性の確保

自分たちの取組を広く公開し、外からもよく見える開かれた状態であることが必要です。各主体の情報を積極的に公開し、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが協働に欠かせない条件です。

⑦時限性の確保

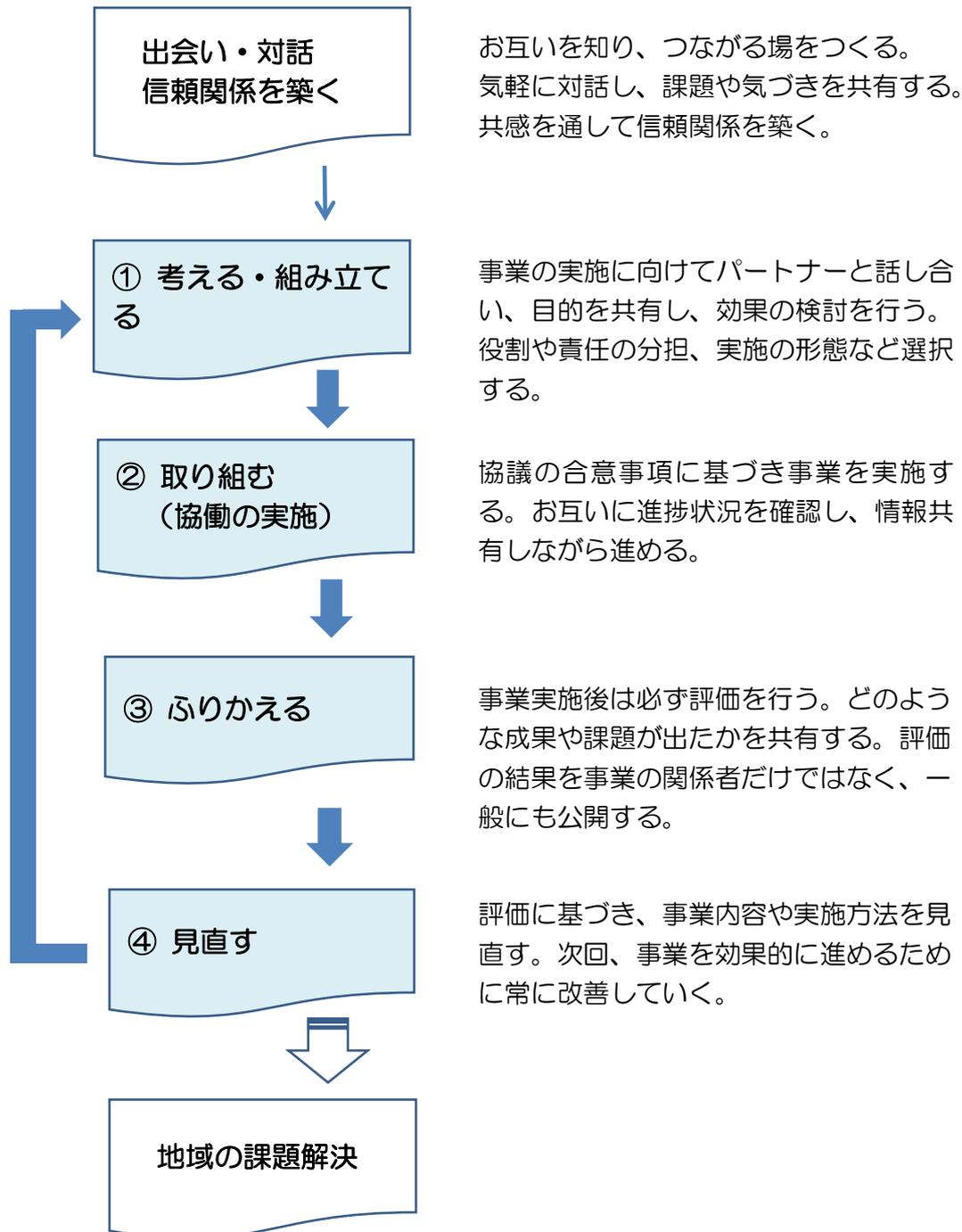
協働関係を結ぶ両者が相互に過度な依存関係に陥らないよう、予め実施期間を定め、見直し時期を設定する必要があります。取組の評価を行い、その成果や課題を共有し、今後の効果的かつ継続的な事業の推進につなげます。

(4) 協働のすすめ方

協働を効果的に進めていくためには、いくつかのプロセスが必要となります。

このプロセスの過程では、前述の協働の原則を常にお互いが確認しながら進めることが重要であり、多くの人が参加できる工夫も必要です。

また、下図の①から④までのプロセスを繰り返し行いながら、次回に向けて改善を図ることが大切です。



5 市民と市の協働のイメージ

(1) 協働の形態

協働によって行う事業には、主として次のような形態が考えられます。事業の目的や内容、期待される効果、協働の相手に応じて、効果的な形態で実施することが望めます。

また、協働の実施にあたっては、協働の原則を踏まえたうえで、お互いの特性をいかに役割分担や責任の所在を明らかにして、信頼関係を構築していくことが大切です。

協働の分類	協働の形態	内 容
(A) 市民が 主体的に取り 組むもの	補助・助成	市民が主体的に行う事業に対して、市が財政的な支援を行うもの。
	後援	市民が主体的に行う事業に対して、市の名義使用を許可し、事業の社会的信頼や理解を得るよう支援するもの。
(B) 市民・行政が ともに主体的 に取り組むもの	共催	市民と市がともに主催者となって、ひとつの事業を実施するもの。 十分協議のうえ対等な立場で役割分担を行い、責任の所在、経費負担等を明確にする必要があります。
	意見交換 情報提供	市民と市がそれぞれ持つ情報の提供や意見交換を行うもの。 広報誌の発行、検討会、フォーラム、ワークショップの開催等があります。
	実行委員会 協議会	市を含めた多様な主体が集まって新たな組織をつくり、その組織が主催者となって事業を行うもの。
(C) 行政が 主体的に取り 組むもの	委託	行政が民間に業務を依頼するもの。 民間の特性をいかし、市が直接実施するよりも効果的できめ細かいサービスの提供を行います。
	企画・計画立 案への参画	市が事業の企画や計画を立案する際に、意見や情報を交換したり提供を求めたりするもの。 審議会や委員会への委員としての参画などがあります。

(2) 協働の領域

市民と市の協働に関する活動領域を表すと次の表のようになります。

(1) で示した市民と市の協働の形態は、図の(A)から(C)の活動領域になると考えられます。共通の目的をしっかりと共有し、その事業にふさわしい領域で活動することが大切です。

なお、協働には様々な形態があり、厳密にこの表に当てはめられる活動だけではありません。

		市民と市の協働の領域			
領域	市民の活動領域	(A)	(B)	(C)	市の活動領域
内容	市民が自主的、自発的に行動する領域	市民主導の活動で行政の協力が必要な領域	市民と行政が連携・協力して事業を行う領域	行政主導の活動で市民参加を求める領域	行政が主体性と責任をもって事業を行う領域
協働の形態		補助 助成 後援	意見交換・情報共有 共催 協議会 実行委員会	事業の委託 参加・参画 (指定管理制度等)	

※表中の(A)～(C)は、前ページの「(1) 協働の形態」表中の分類と対応しています。

6 協働を推進していくための基本方針

別府市では、市民と市との協働をすすめるために、以下のことを基本方針として具体的に取り組んでいきます。

(1) 啓発活動及び人材育成の推進

市民と市がお互いに協働の意識を高めていくとともに、地域コミュニティやまちづくりに関わる市民活動の重要性、必要性等の理解を深めていくための啓発活動を進めます。また、市民活動を担っていく人材の育成や、将来的に活動を支えていく人材を確保していくため、様々な分野において人づくりや交流の取組を進めます。

- ①職員や市民の意識醸成（研修、講演会等の実施）
- ②市民活動の普及啓発と市民参加の促進
- ③次代を担う人材の育成

(2) 市民と市の相互理解の推進

市民と市との協働の関係を築いていくため、対等な関係を保ちながら、コミュニケーションを深め、お互いを理解することが必要です。お互いの考え方や特性を一層理解できるようにするとともに、それぞれの知識をいかしたまちづくりへの市民参画の取組を進めます。

市民と市は協働に関する情報を積極的に提供し、共有することが大切です。市は市報やホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、広く情報の提供・共有を図ることにより、市民との相互理解を進めます。

- ①市民との意見交換の実施（オンラインの活用等）
- ②まちづくりへ参画しやすい機会づくり
- ③情報の積極的な公開と共有化

(3) 体制づくりと支援策の推進

協働を推進するため、多様な団体による新たなコミュニティの体制を強化するとともに、市役所における事業の連携を図ります。また、市民活動が将来にわたって活発的に継続した活動が行えるように検討し、市の支援制度を整備します。

- ①市の連携体制の構築
- ②地域課題の解決を図る協働の仕組みづくり
- ③自立を促す財政支援の整備
- ④新たな支援制度の検討
- ⑤中規模多機能自治の推進（ひとまもり・まちまもり協議会^{※3}等）
- ⑥デジタルファースト^{※4}の推進

(4) 環境整備

協働を推進する上で、市民、NPO、企業、行政などの間に立って様々な活動を支援する中間支援組織・人材^{※5}の役割が重要となります。中立的な立場で、組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用できる組織の育成に努めます。

また、市民活動を活性化するために、いつでも活動でき、情報収集や発信、市民間の相互交流、市と協議するための環境づくりを推進します。

- ①中間支援組織・人材の育成と強化
- ②協働の活動拠点の整備

(5) 取組の評価や見直しの推進

協働のまちづくりをより良いものにしていくため、協働の取組を定期的に評価し、支援制度の見直しや事業の改善に反映させていきます。

また、変化する社会情勢や市民ニーズの現状等に基づき、必要に応じて指針の見直しを行います。

- ①協働事業の精査・評価
- ②指針の見直しの実施

※3 ひとまもり・まちまもり協議会は、従来の自治会に加え多様な団体が連携・協力し、住民が中心となって、地域の課題に取り組み、特性をいかした地域づくりを行う地域運営組織です。市内7つ全ての地域で設置されています。

※4 令和元年に別府市は「BEPPU×デジタルファースト」を宣言し、情報通信技術を活用した取組を行い、市民サービスの向上や働き方改革を実現しています。令和3年6月には「BEPPU×デジタルファースト推進計画」を策定し、市民のためのデジタルファーストを目標として、市民の状況に応じた最善な方法による行政サービスの提供を目指しています。

※5 中間支援組織や中間支援人材は、多様な関係性を取り持つ相談仲介役として機能し活動を支援します。情報収集や提供、協働の担い手となる人材の育成、事業の提案や相談など、協働を推進する上で、多くの機能と役割が期待されます。

7 改定にあたって

この「別府市協働指針」は、市が作成した素案をもとに市民と市が協働により検討を加えて平成26年6月に策定したものです。

令和2年3月策定の第4次別府市総合計画において、市政における基本の方針が示されたため、具体的な施策の動向や地域の状況の変化等にあわせて、今回一部見直しを行いました。この指針が、市民と市による協働のまちづくりに向けた取組の道しるべとなり、持続可能なまちづくりを目指した活動が展開されていくよう、自分たちにできることから始め、継続していくことが大切です。

市民と市が協働の実践を重ねる中で、信頼関係をより一層深め、将来にわたり住み心地のよいまちづくりに挑戦し続けたいと考えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



別府市協働のまちづくり推進条例

少子高齢社会、人口減少、地域のつながりの低下、生活スタイルの変化など、私たちを取り巻く環境は大きく変わってきています。それに伴い、地域の課題も、ますます多様化・複雑化しています。

これまで、私たちのまち別府市では、自分たちの暮らす地域は自らの手でよくしていこうという市民による自主的な地域社会での取組が活発に行われてきました。

これからも、いままで以上に市民が互いに協力しながら地域の課題の解決を図り、質の高い地域づくり、まちづくりを実現したいと思います。

私たち市民が生き生きとして、心豊かに暮らせる地域を築き、だれもが胸を張って誇れる、魅力と活力のあふれる「別府のまち」を次の世代に引き継ぐことを心に誓い、ここに「別府市協働のまちづくり推進条例」を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりの推進に関する基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって魅力と活力のあふれる地域社会の形成に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 住民、自治会等の地縁組織、NPO法人等の市民活動団体、また、大学や企業等も含めた全ての人や団体（法人その他の団体）をいいます。
- (2) 協働のまちづくり 地域の課題を解決するために、市民と市又は市民が相互に協力して行う公共的又は公益的な活動をいいます。

(基本理念)

第3条 協働のまちづくりの推進は、市民及び市が対等の立場に立って、各々の自由な意思に基づいて行うものとします。

- 2 協働のまちづくりの推進は、市民及び市が互いに理解を深め、それぞれの役割や責任の分担を明確にして行うものとします。
- 3 協働のまちづくりの推進は、市民及び市がお互いの自主性を尊重し、主体性を持って行うものとします。
- 4 協働のまちづくりの推進は、情報公開の下で、公平かつ公正に行うものとします。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念に基づき、自らが暮らす社会に関心を持ち、身の周りのことについて、自らできることを考え、行動するとともに、協働のまちづくりに進んで参加し、又は参画する意識を持つよう努めるものとします。

- 2 市民は、その特性を生かしながら協働のまちづくり活動を行うとともに、広く市民の理解を得られるように努めるものとします。

(市の役割)

第5条 市は、協働のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

- 2 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民及び市がそれぞれの役割を担い、地域の課題を共有することができるよう必要な措置を講じることに努めるものとします。

(基本施策)

第6条 市は、協働のまちづくりの推進のため、次の基本施策を行うものとします。

- (1) 啓発活動及び人材育成の推進のための施策
- (2) 市民と市の相互理解の推進のための施策
- (3) 体制づくりと支援策の推進のための施策
- (4) 環境整備のための施策
- (5) 取組の評価や見直しの推進のための施策

(委員会の設置)

第7条 この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じて協働のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、別府市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、協働のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができます。
- 3 委員会は、5名以上10名以下の委員で組織します。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 現に協働のまちづくりを行っている市民又はその代表者
 - (4) 市の職員
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 5 前項第1号に掲げる者は、公募により選考します。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りではありません。

(行政サービスにおける参入機会の提供)

第8条 市は、市民が有する専門性等の特性を生かせる分野において、市民に対し市が行う行政サービスへの参入機会の提供に努めるものとします。

- 2 市は、前項の規定により市民が行政サービスへ参入するときは、行政サービスの実施に従事する者の権利の保護、労働環境の向上及び社会的価値の実現のための環境の整備に努めるものとします。

(中間支援人材の育成)

第9条 市は、協働のまちづくりの円滑な推進を図るために市民と市を相互に媒介し、市民の自立と課題解決を支援するための活動を行う人材の育成を行います。

(施策の評価)

第10条 市長は、毎年度、協働のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を委員会に報告します。

- 2 前項の規定による報告を受けた委員会は、その内容を評価し、その結果を市長に報告します。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができます。
- 3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じるものとします。

(実施状況等の公表)

第11条 市長は、前条第1項の実施状況及びこれについての委員会の評価の結果を公表します。この場合において、同条第2項の規定により意見があったときは、当該意見及びその内容の調査又は検討の結果を付記するものとします。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

別府市協働のまちづくり推進委員会規則

平成27年7月24日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市協働のまちづくり推進条例(平成27年別府市条例第27号)第7条第1項の規定に基づき設置する別府市協働のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、同条例に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、協働推進担当課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別府市協働推進員設置要綱

制定 平成27年4月14日

(設置)

第1条 別府市協働指針(平成26年6月6日策定)を踏まえ、職員の協働に関する意識の向上を図るとともに、市民参加の協働のまちづくりを推進するため、別府市協働推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(推進員)

第2条 推進員は、別表に掲げる課等の長(消防本部にあっては消防長、上下水道局にあっては上下水道企業管理者。以下この条において「課等の長」という。)が当該課等に所属する係長級以上の職にある職員のうちから指名した職員とする。

2 前項の規定により課等の長が指名する職員の数は、別表に定める設置人数とする。

3 課等の長は、第1項の規定により推進員の指名をしたときは、その職及び氏名を協働推進担当課長に報告するものとする。

4 推進員が、その所属する課等を異動したとき又は課等の長が特別の理由があると認めるときは、その職を解くものとする。この場合において、課等の長は、速やかに後任の推進員の指名をし、その職及び氏名を協働推進担当課長に報告するものとする。

(職務)

第3条 推進員は、協働推進担当課と連携を図り、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 協働に係る研修会等への参加並びに所属する課等における協働に係る情報を周知し、及び啓発すること。

(2) 所属する課等の事業における協働の実態を調査し、及び協働を推進すること。

(3) 市民活動団体等が提案する協働を推進する事業について当該市民活動団体等と協議し、及び関係する推進員と調整すること。

(4) その他協働の推進に必要な取組に関すること。

(ワーキンググループの設置)

第4条 協働推進担当課長は、前条に規定する推進員の職務を有効かつ効果的に行うため必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置することができるものとする。

2 前項の規定により設置するワーキンググループに属する推進員は、協働推進担当課長が指名する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、協働推進担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日別府市告示第162号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日別府市告示第120号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日別府市告示第107号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月1日別府市告示第371号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

別府市協働推進員

課 等	設置人数
別府市役所事務分掌規則（平成17年別府市規則第24号）第5条第1項に規定する課等及び同規則第6条に規定する会計課	各1人
別府市教育部事務分掌規則（昭和36年別府市教育委員会規則第5号）第2条各号に掲げる課	各1人
議会事務局	1人
選挙管理委員会事務局	1人
監査事務局	1人
農業委員会事務局	1人
消防本部	1人
上下水道局	1人

第3期 別府市協働のまちづくり推進委員会委員

(敬称略)

氏 名	所 属
彌田 昌克	市民
藤井 栄	市民
福谷 正信 (委員長)	立命館アジア太平洋大学名誉教授
中山 昭則	別府大学教授
平石 栄二	山の手ひとまもり・まちまもり協議会 会長
大塚 俊夫	別府市PTA連合会 前会長
西 貴之	別府商工会議所
上里 情	別府市社会福祉協議会
内田 剛 (副委員長)	別府市いきいき健幸部長
手束 貴裕	別府市議会議員

事務局 (別府市)

氏 名	所 属
山内 弘美	市長公室 (室長兼自治連携課長)
岡崎 章子	市長公室自治連携課 (課長補佐兼協働推進係長)
首藤 美穂	市長公室自治連携課 (協働推進係主査)

資料3 指針の策定経過

年月日	会議（委員会）等	内 容
H24.7.18	庁内調整担当者会議発足 第1回会議	会議の目的の説明 協働指針のベース案提示
H24.8.31	第2回会議	ベース案をもとに改善点の提案 指針のネーミングを各自検討
H24.9.20	第3回会議	改善点の再提案
H24.10.24	第4回会議	庁内会議での最終素案提示
H25.4.1	協働推進室を自治振興課に 設置	機構改革により担当課移管
H25.6.6	別府市協働指針策定委員会 設置要綱制定	協働指針策定のため、要綱制定
H25.8.1～ H25.8.20	別府市協働指針策定委員会 市民公募委員募集	市報・ホームページにて募集
H25.9.19	策定委員会委員委嘱式 第1回策定委員会	委員委嘱 策定委員会の目的説明 協働指針素案を提示
H25.10.16	第2回策定委員会	協働指針素案について協議
H25.11.25	第3回策定委員会	修正後の指針素案について協議
H26.1.23	第4回策定委員会	修正後の指針素案について協議 市民意見公募(パブリックコメント)実施検討
H26.3.3～ H26.3.20	別府市協働指針（案）に ついて市民意見募集	
H26.4.22	第5回策定委員会	市民意見公募(パブリックコメント)結果及び 意見に対する考え方について協議 指針最終案を決定
H26.5.9	パブリックコメント結果 公表	意見に対する市の考え方を付して公表
H26.5.30	市長報告	別府市協働指針案を別府市協働指針策定委員 会委員長より報告
H26.6.6	協働指針の決定（策定）	
R3.7 ～R3.10	第3期別府市協働のまちづ くり推進委員会	改定について協議 （第4回～第6回委員会）
R3.10.26	市長報告	協働指針改定案を別府市協働のまちづくり推 進委員会より報告
R3.11.1	協働指針改定	

別府市協働指針
平成26年6月策定
令和3年11月改定

別府市市長公室自治連携課
〒874-8511
別府市上野口町1番15号
Tel:0977-21-1125
E-mail: aup-pf@city.beppu.lg.jp